

令和2年度第2回愛西市国民健康保険運営協議会 会議録（概要）

会 議 名	第2回愛西市国民健康保険の運営に関する協議会
開 催 日 時	令和2年6月3日（水） 午後2時00分から午後2時25分まで
開 催 場 所	愛西市役所 本庁舎北館3階 災害対策本部兼会議室
出 席 者	別紙のとおり
欠 席 者	2人
協 議 事 項 等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市長諮問 2. 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 賦課方法について (2) その他
公開/非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	0人
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・委員名簿 ・資料1 愛西市国民健康保険の運営状況 ・資料2 令和3年度国民健康保険税の改正について ・資料3 今後の愛西市国民健康保険の運営に関する協議会実施予定 ・参考資料1 国民健康保険の被保険者(75歳未満)の年齢構成 他 ・参考資料2 平成31年度(令和元年度)県内状況
審 議 経 過	別紙のとおり

愛西市国民健康保険運営協議会委員

役 職	氏 名	推 薦 母 体	備 考
会 長	飯田 十志博	情報公開審査会	
会長代理	横井 三千雄	民生児童委員協議会	
委 員	中村 文子	婦人会	
〃	渥美 誠	農業委員会	
〃	後藤 直史	保険医代表	
〃	三輪 憲正	〃	
〃	加藤 俊樹	〃	
〃	安井 久	〃	欠席
〃	石原 一孝	佐屋地区被保険者代表	
〃	森 親導	立田地区 〃	
〃	渡邊 久高	八開地区 〃	欠席
〃	梶浦 秀義	佐織地区 〃	

職務のために出席した職員

役 職	氏 名	備 考

事務局

役 職	氏 名	備 考
保険福祉部長	近藤 幸敏	
保険福祉部参事	兼子 利雄	
保険福祉部保険年金課長	後藤 真治	
保険福祉部保険年金課課長補佐	橋本 創	
保険福祉部保険年金課主査	井戸田 亮	

審 議 経 過

発言者	内容（概要）
課長	<p>時間もまいりましたので、ただいまから「令和2年度第2回愛西市国民健康保険の運営に関する協議会」を開催します。</p> <p>本日の進行を務めさせていただきます、保険年金課長の後藤です。よろしくお願いします。</p> <p>5月13日に予定しておりました第1回の協議会につきましては書面にてご協議いただきましたことを御礼申し上げます。</p> <p>本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症対応として、約30分を予定しております。</p> <p>本運営協議会につきましては、会議公開となりますので、ご了承をお願いします。</p> <p>傍聴受付を30分前から10分前まで行いました。本日の傍聴者はありませんでした。</p> <p>それでは、次第に沿って会議を進めさせていただきますが、その前に配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>〈配布資料確認〉</p> <p>続いて、次第を1枚はねていただきまして、名簿をご覧ください。</p> <p>4月から2名の委員が交代されましたので、ご紹介させていただきます。</p> <p>公益代表として、婦人会長 中村文子（なかむら ふみこ）様、保険医代表、佐屋歯科院長 加藤俊樹（かとう としき）様です。</p> <p>本来であれば各委員の皆様から、自己紹介をお願いしたいところではございますが、時間の都合上、お配りしました名簿と配席図、席札をもちまして代えさせていただきます。</p> <p>本日の欠席者は、渡邊久高様、安井久様から連絡をいただいております。</p> <p>続きまして、次第2、愛西市長より「挨拶」を申し上げます。</p>
市長	<p>【市長挨拶】</p>
課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第3、「市長諮問」とさせていただきます。</p> <p>愛西市長 日永貴章から会長 飯田十志博（いいだとしひろ）様へ「諮問」させていただきます。</p>

市長	<p>【市長が諮問書を読み上げ、会長へ手渡す】</p>
課長	<p>ありがとうございました。諮問書の写しを皆様方にお配りしますので、ご確認ください。</p> <p>恐れ入りますが、市長は公務のため、ここで退席させていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>《市長が退席》</p>
課長	<p>続きまして、次第4、「議題」に移らせていただきます。</p> <p>ここからの議事の進行につきましては、「愛西市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則」に基づき、会長に議長をお願いします。</p>
会長	<p>それでは、規定により議事を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>本日の出席者は10名であり、「愛西市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第5条に定める定足数に達しており、本協議会は成立しています。</p> <p>はじめに、本日の議事録署名者の指名をします。</p> <p>渥美 誠（あつみ まこと）委員と石原 一孝（いしはら かずたか）委員を議事録署名者に指名しますのでお願いします。</p> <p>なお、議事録は要点記載とし、書記を保険年金課の井戸田（いどた）主査をお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります</p> <p>「(1) 賦課方法について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
担当	<p>4月1日付けで、税務課から保険年金課へ異動してまいりました橋本 創と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>私の方からは、資料1、資料2を用いまして、愛西市の現状と国民健康保険の賦課方法について、ご説明させていただきます。</p> <p>資料1をご覧ください。</p> <p>愛西市の現状をまとめてございます。</p> <p>(1) 本市の被保険者の年齢構成のうち、65歳から74歳の割合が48.4%と高く6,690人、療養給付費が63.2%を占めています。</p>

<p>担当</p>	<p>(2) です。被保険者 1 人当たりの医療費は県下で 5 位と多いですが、課税所得は 41 位と低く、資産割を廃止した分を所得割へ移行しただけでは、保険税の増額は見込みにくいです。また、保険税調定額は県下 27 位となっております。</p> <p>(3) 国保財政の状況ですが、単年度では△152,312 千円の赤字となっておりますが、繰越金及び基金の取り崩しにより黒字を維持している状態で、税率を見直さなければ赤字になることが予想できます。</p> <p>(4) 愛知県は、3 方式で統一するとしており、県下市町村は 4 方式から 3 方式へ移行しています。しかし、3 方式を採用している 37 市町村のうちの 15 市町村が赤字運営となっており、愛知県へ「赤字削減・解消計画書」を提出しております。</p> <p>では、どのように税率を見直すと良いかですが、(5) 愛西市は医療給付費分を見ていただきますと、応能割が 54.46%、応益割が 45.54%と県平均と比べましても応能割の比率が高くなっております。</p> <p>裏面を見てください。所得（応能）の割合と人数（応益）の割合の配分ですが、国民健康保険法施行令では 50 対 50 を標準な割合と定めています。</p> <p>資料 2 に移りますが、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、県は市町村ごとに標準保険税率を示し、保険税水準の平準化を進めています。</p> <p>1 ページめくってください。改正内容（案）を載せてございます。賦課方法としては、3 方式とし資産割を廃止します。税率は県が示す愛西市の標準保険税率とした場合、右ページのパターン①の表になります。</p> <p>パターン①県が示した標準保険税率、端数を切り捨てたものです。所得割が 10.60%、均等割が 46,100 円、平等割が 30,000 円となります。</p> <p>2 ページの上段の表、現在の税率と比べますと、所得割が 2.80%増、資産割はゼロとしますと 25.0%減、均等割は 8,100 円増、平等割は 4,000 円減となります。</p> <p>この税率に基づいて試算しますと、県が示した標準保険税率ですと、1 人当たりの年税額が 123,282 円となり 13,708 円の増額となります。これは県下 4 位程度になります。</p> <p>先ほど、資料 1 で 1 人当たりの医療費は県下 5 位と申しました。収支のバランスとしては良いと思いますが、被保険者、納税者の立場で考えますと、保険税が 1 人当たり 13,708 円増額になるのは、一度に負担が増えすぎるのではないかと思います。</p>
-----------	---

<p>担当</p>	<p>そこで、次のページですが、県が示した標準保険税率と現行との差を半分とした場合と、県が示した標準保険税率と現行との差を4分の1程度とした場合を試算しました。</p> <p>パターン②県が示した標準保険税率と現行との差を半分にした場合は、1人当たりの年税額が119,495円となり、9,921円増額となります。この場合ですと県下11位程度になります。</p> <p>パターン③県が示した標準保険税率と現行との差を4分の1程度とした場合は、1人当たりの年税額が110,666円となり、1,091円増額となります。この場合、県下26位程度となり、現在の27位と同じになります。</p> <p>これらをモデルケースでお示したものが、次の6ページから8ページに載せてございます。</p> <p>夫婦と子ども2人のモデルケースで、下の条件とした場合ですと、県が示した標準保険税率のパターン①は、476,020円となります。</p> <p>標準税率との差を半分としたパターン②は、433,580円、標準税率との差を4分の1としたパターン③の場合は、399,580円となります。</p> <p>これらを参考としていただきまして、ご協議をお願い申し上げます。私からの説明は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見等があると思いますが、今回は時間短縮のため、次回の協議会でお願いします。</p> <p>「(2) その他」について、事務局から何かありますか。</p>
<p>課長</p>	<p>それでは、第1回協議会の「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給」に関する書面協議の結果について、賛成全員でございましたので、ご報告します。</p> <p>また、次回の開催は、8月中旬を予定しております。開催につきましては、できるだけ早い時期にご案内しますので、よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>以上で、本日の議事は全て終了しました。</p>
<p>課長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、令和2年度第2回愛西市国民健康保険の運営に関する協議会を終了いたします。</p>